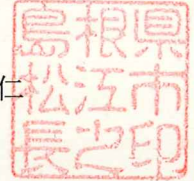


松江市「食」の自立支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (利用者の義務) 第9条 略 3 利用者又はその家族は、利用者が福祉移設等へ入所する、又は医療機関へ入院する等の事情により一時的に事業を利用しなくなる場合には、利用日の2日前までに、別に定める「食」の自立支援事業利用中止・再開届出によりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、緊急の入所等により事前に届け出ることが困難であった場合又は提供日等に一時的な変更が生じた場合は、この限りではない。 | (利用者の義務) 第9条 略 3 利用者又はその家族は、利用者が福祉移設等へ入所する、又は医療機関へ入院する等の事情により一時的に事業を利用しなくなる場合には、利用日の2日前までに、別に定める「食」の自立支援事業利用中止・再開届出によりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、緊急の入所等により事前に届け出ることが困難であった場合 _____ は、この限りではない。 |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。